

「いじめ防止対策推進法」の施行（平成 25 年 9 月 28 日）

法第 11 条 いじめ防止基本方針の策定（平成 25 年 10 月 11 日）

法第 12 条 滋賀県いじめ防止基本方針の策定（平成 26 年 3 月 27 日）

法第 14 条 1 項 いじめ問題対策連絡協議会の設置（平成 26 年 11 月）

法第 30 条第 2 項 再調査委員会

米原市

米原市いじめ問題対策連絡協議会

【組 織】

<会 長>
米原市長

<委 員>

- (1) 滋賀県彦根子ども家庭相談センター所長
- (2) 大津地方法務局長浜支局長
- (3) 米原警察署長
- (4) 副市長
- (5) 教育長
- (6) 小学校および中学校の校長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、関係する機関または団体の代表者

【所掌事務】

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 1 条に規定するいじめの防止等(以下「いじめの防止等」という。)に関する施策の推進ならびにいじめの防止等に関する機関および団体の連携に関し必要な事項を審議調査すること。

【事務局】 協働人權課

法第 12 条 米原市いじめの防止等のための基本方針の策定（平成 27 年 5 月）

米原市いじめ問題再調査委員会

【組 織】

- (1) 医療または福祉に関する業務に従事する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

【所掌事務】

法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査審議すること

再調査を行った場合には、法第 30 条第 3 項の規定により、その結果を議会に報告しなければならない。

【事務局】 協働人權課

米原市いじめ問題対策連絡協議会規則第 4 条
協議会にいじめ問題専門委員会を設置

米原市いじめ問題専門委員会

(米原ストップいじめプロジェクト ワーキングチーム)
エム シップ
《M-SIP》

【組 織】

<委員長>

【事務局】 学校教育課

- (1) 教育長
- <委 員>
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の職員
- (4) 児童および生徒の保護者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

米原市教育委員会

法第 14 条 3 項、法第 28 条 1 項 教育委員会で設置

米原市いじめ問題調査委員会

【組 織】

- (1) 臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的な知識を有する者
- (2) 教育に関する学識経験を有する者
- (3) 弁護士
- (4) 医師
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

【所掌事務】

次に掲げる事項を調査審議すること。

- (1) 市立小中学校におけるいじめの問題の現状把握、当事者間の調整等に関すること。
- (2) 法第 24 条の規定に基づく必要な調査および法第 28 条第 1 項の規定に基づく重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために必要な事項に関すること。

【事務局】 学校教育課

市内小中学校

法第 13 条 学校いじめ防止基本方針の策定

法第 22 条 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織